

霧島市長等の給与等に関する条例及び霧島市教育長の給与等に関する条例の一部改正について

霧島市長等の給与等に関する条例及び霧島市教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

平成26年12月2日提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市長等の給与等に関する条例及び霧島市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(霧島市長等の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 霧島市長等の給与等に関する条例(平成17年霧島市条例第61号)の一部を次のように改正する。

本則中「箇月」を「か月」に改める。

第2条第5項第2号中「、第168条第7項若しくは第8項、第169条第2項」を削り、同条第6項各号列記以外の部分中「100分の155」を「100分の170」に改める。

第2条 霧島市長等の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第6項中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。

(霧島市教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 霧島市教育長の給与等に関する条例(平成17年霧島市条例第63号)の一部を次のように改正する。

本則中「箇月」を「か月」に改める。

第2条第6項各号列記以外の部分中「100分の155」を「100分の170」に改める。

第4条 霧島市教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第6項中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の霧島市長等の給与等に関する条例第2条第6項中「100分の155」を「100分の170」に改める規定及び第3条の規定による改正後の霧島市教育長の給与等に関する条例第2条第6項中「100分の155」を「100分の170」に改める規定（以下「改正後の給与等条例による期末手当に係る率」という。）は、平成26年12月1日から適用する。  
（給与の内払）
- 3 改正後の給与等条例による期末手当に係る率の規定を適用する場合には、改正前の霧島市長等の給与等に関する条例及び改正前の霧島市教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与等条例による期末手当に係る率の規定による給与の内払とみなす。

（提案理由）

人事院勧告及び他の地方公共団体の給与の改定措置等を考慮し、本条例の所要の改正をしようとするものである。